

## 食品安全委員会（第463回会合）議事概要

日 時：平成25年2月18日（月） 14：00～15：54  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：熊谷委員長ほか6名出席  
傍聴者：報道2名、役所1名、一般1名

### 議事概要

※冒頭、松元内閣府事務次官から挨拶が行われた。

#### （1）添加物専門調査会における審議結果について

- ・「酢酸カルシウム及び酸化カルシウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

#### （2）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「ファモキサドン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フルキサピロキサド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

#### （3）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「鶏伝染性気管支炎生ワクチン（ガルエヌテクトS95-IB）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「馬鼻肺炎生ワクチン（エクエヌテクトERP）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン（ティーエスブイ2）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

#### （4）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「ARG-No. 3株を利用して生産されたL-アルギニン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・添加物「3-エチルピリジン」に係る食品健康影響評価について

・添加物「アンモニウムイソバレレート」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「3-エチルピリジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考える。」、「アンモニウムイソバレレートは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考える。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・農薬「1,3-ジクロロプロペン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「1,3-ジクロロプロペンの一日摂取許容量を0.02mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・動物用医薬品「マイコプラズマ・シノビエ感染症凍結生ワクチン（MS生ワクチン（NBI））の再審査」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

・動物用医薬品「エリスロマイシン」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「セファゾリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「エリスロマイシンの一日摂取許容量を0.0015mg/kg体重/日と設定する。」、「セファゾリンの一日摂取許容量を0.0012mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・動物用医薬品及び飼料添加物「モネンシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「モネンシンの一日摂取許容量を0.003mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・器具・容器包装「フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）の耐容一日摂取量を0.03mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

(6) 平成24年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果（案）及び平成25年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）について

→佐藤委員及び事務局から説明。

平成24年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び平成25年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題が案のとおり決定された。

(7) 食品安全関係情報（1月11日～25日収集分）について

→事務局から、オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)が本年1月23日に公表した「アスパルテームに関する消費者向け情報」の概要を報告した。